

## 基調講演

### 演題 これからの“保育”と“教育”の動向

東京家政大学特任教授

全国保育士養成協議会常務理事 網野 武博

#### 1 制度上の教育、保育の定義と実践上の保育、教育

近年の議論は、この度の法改正や制度変更が、保育実践にどのような変更、変化をもたらすのかに関わっている。重要なことは、

○ 第一に制度上の変更によって実践上も変更が求められる部分は何かを踏まえることである。むしろ、実践上は、これまで積み上げられてきた「養護」と「教育」の実践に関わっており、保育の質を踏まえた「保育」を実践している限り、あまり制度に左右される必要はないと考える。

日本のアーリーチャイルドエデュケーションは国際的に見ても先駆的である。もう少し誇りをもってとらえるべきである。

○ 第二に、3歳以上の幼児の教育を「学校教育」としてあらためて認識したことにより幼児期と小学校以上の段階における教育との連続性、接続性への関心が一層高まる効果をもたらしている。しかしその際も事実上は必然的に「学校教育」においても「用語」の機能が伴っており、実践上の課題も多く、保育所における「教育」が、そのモデルとなり得る。幼稚園教育要領、保育所保育指針で重視されている“心情、意欲、態度”はまさに「教育」と「養護」が重なり合うように営まれている典型である。

○ 第三に、「学校教育以外の教育」として位置づけられた0～2歳児に対する「教育」の意味するものについてさらに関心が高まり、実践上の議論や検証が求められてきている。

#### 2 保育における“養護”と“教育”

ケア&エデュケーション・・・教育には必ずケアが伴う

「保育」の実践にかかわる課題を常に問い直し、省察をすすめる上で、欠かせない内容を象徴的に示すのが、「養護」と「教育」の一体性、「養護」と「教育」が一体となって行われる保育という言葉である。

養護と教育の一体性という言葉の普及と定着は、1965年新たに保育所保育指針が施行された段階で、保育指針の重要なキーワードとして位置づけられたことに始まる。尤も、理念としては、11947年の学校教育法、児童福祉法の制その理念が制定時からその意義は含まれていた。その理念が色濃く表れている

例を以下に引用したい。1948年、文部省が作成した幼稚園の「保育要領：幼児教育の手引き」は、当時の教育・保育専門家の総意を結集したような熱意が込められている。その前書きの最後は、以下のように締めくくられている。

『幼児のことに関心を持っている教師や保母や母親たちが、心から幼児に対する深い愛情に燃え、幼児のために天国のように温かく楽しい環境をととのえようとする熱意に満たされていることが、いっさいの根本であることはいうまでもない。あなた方の清らかな愛情からわき出た献身が、将来の明るい日本のいしずえを築くのである。』 教師・保母・母親たち・・・母性的なケアを実践

また、この要綱を作成するに当たって文部省が示した保育要領試案では、上記の理念に深く関わる叙述があり、とくに幼稚園のみならず保育所、託児所等においても幼児に対する“教育的な世話”が絶対に必要であることを述べているくんだり、我が国における「教育」「保育」における“養護”と“教育”の一体性への深い関心を如実に示しているものと言える。

### 3 幼保一元化、幼保一元化の動向

制度発足当初、必ずしも幼保二元性が明瞭でなかった3歳以上の幼児の保育に関しては、その後次第に幼保二元性の歴史を確実に刻む経緯をたどり、1963年に文部省初等中等教育局長・厚生省児童局長連名通知「幼稚園と保育所の関係について」が示されたことによって、制度上の幼保二元化が確たるものとなった。幼保一体性、幼保一元性のもとでは敢えて意識化され、言語化されることのない“養護”と“教育”の一体性が、明瞭な言葉として明示されるきっかけとなったのは、1965年新たに保育所保育指針が施行された際、幼保が分離していても保育所における3歳以上の“保育”においては、1964年に改訂施行された幼稚園教育要領に準ずる“教育”を含むこととされた時期である。

その後、幼稚園教育要領が改訂される度保育所保育指針も改訂された。1990年の改定では“用語は生命の保持と情緒の安定”であると明示され、幼稚園教育要領の改定に基づき、3歳以上の幼児の純学校教育に関しては、現行の5領域の内容が示された。

2000年に施行された第3次改定では、これまでの内容をほぼ踏襲し、2008年の改定告示では、“保育”を構成する“養護と”教育“についてさらに詳細に定義された。つまり、“養護”とは「子供の生命及び情緒の安定を図るために保育士等が行う援助や関わり」であり、“教育”とは「子供が成長し、その活動がより豊かに展開されるための発達に援助」である。しかし、0～2歳児の「教育」に関しても、5領域を踏まえた記述が含まれたことは、学校教育観の導入の適否の議論も呼び起こした。

一方、我が国の幼保一元化の関しては、すでに大正期のころからたびたび議論されてきた経緯があるが、国際的動向とも重なり、21世紀に入り新たな幼保一元化の方向が検討され始めた。国際的には、20世紀後半における幼保一元化の特色は、北欧における保健福祉省担当型及び社会主義圏における教育担当型であった。しかし、20世紀末から今世紀のかけての特色は、生涯教育の視点から並びに就学前の時期の教育への関心の高まりから、教育省担当型への移行が主たる潮流となってきたことである。

この動向とも関わり、我が国における幼保一体型化構想に基づく認定こども園の法制化、さらには幼保一元化構想に基づく総合こども園の法制化がすすんだ。しかし、当時の政局が絡み、2012年に法制化されたのは幼保一元化の一環としての幼保連携型認定こども園であった。しかし、我が国における乳幼児期における“保育”と“教育”の動向を見据えるとき、あらためて我が国における幼保一元化をどのように検討するのかという課題は深くつながっている。保育教諭をめぐる5年間の暫定期間を終えるまでには、幼保連携型認定こども園や真の総合こども園の行方を検討する必要がある。幼稚園教諭、保育教諭、そして乳幼児期の保育を担う保育士のあり方について、保育士養成関係者の議論が不可欠となっている。

#### 4 保育の本質にかかわる「子どもの権利」の尊重、「子どもの最善の利益」の考慮

本年5月の児童福祉法の改正の中で、約70年近くにわたって変わることのなかった第1条、第2条の理念が大きく改正された。そのなかでも、とくに重視すべきことは「児童の権利に関する条約」及び「児童の最善の利益」という言葉が明記されたことである。この二つの言葉は、保育、教育における本質的に重要なキーワードであり、今後の保育、教育の方向性を探るうえで、欠かせない重要な意義を持っている。

なお、この内容については、この講演で十分にお話しする時間がとれないと思われるので、この二つのキーワードに焦点を当てた内容を、巻末に＜参考資料＞として付した。この内容は、本講義にふさわしく加除しているが、おおむね以下の論述をもとにしている。

網野武博「子ども・子育て支援制度と 乳幼児期の教育について考える」  
保育通信 NO738P6~10 2016年9月

#### 5 これからも変わらぬ保育の本質を見据えたい

今、新制度をめぐるさらさら一層乳幼児期における保育・教育の関係や実践のあり方が問われている。筆者の見解は、冒頭に述べたごとく、むしろ、実践上は、これまで積み上げられてきた「養護」と「教育」の実績の評価に関わっており、保育の質を

踏まえた「保育」を实践している限り、あまり制度に左右される必要はないと考える立場である。

今後さらに進むであろう幼保一体化、ひいては幼保一元化は、むしろ上述の論点で示したように、真の養護と教育（care&education）の一体性、つまり教育的な世話のなかで、本格的にその価値が発揮されることを強く望むものであって、却って保育制度や保育士の専門性に教育制度の強化や教育の専門性の強化のみがもたらされることを危惧するものである。

小学校との接続性、連続性においても、少なくとも小学校低学年までは、養護と教育が一体となった教育の意義と効果について、相当に検討する必要があると考える。

変わってはいけない部分が揺らぐと何かが崩れる